

ヨの意味

近藤 研至

The Meaning of Yo

Kenji Kondo

0. 本小論で直接的には議論の対象としないところのヨの研究の概略についてここに記しておく。ヨについて、「対人的機能」の側面から記述しようとしたものは、古くは、時枝1951（「聞き手に対して、話し手の意志や判断を強く押しつける表現であるから、敬語的表現や婉曲的表現或いは、相手に同調を求める表現とも対立する。」）としていることは、ある意味では今日的であろう。）・佐久間1952に見ることができる。それまでが、「文」の切れ続きという側面から、「終助詞」という命名が冠されていたのに対し、時枝・佐久間が「対人関係」という点に着目したことは、後のヨについて観察（というより、終助詞研究についての観察）に、多大な影響を与えている。

つづいて、佐治1957（「呼びかけ押しつける気持」という「態度」を担う）・渡辺実（渡辺1953での独自の構文論の指摘以来、渡辺1968, 1971, 1974において、「終助詞」の機能を指摘している。渡辺1974が、もっとも明確に整理してある。そこでは、「対象への訴えを持つ」ものとされる）・鈴木1976（「話し手中心」で、「確信ともちかけ」を示すものである）などが目につくところである。

本小論において、議論の対象とするところは、研究史的に上で述べた以降のものである。

1. 金水1993は、陳1987・大曾1986・益岡1991などのヨについての研究について次のように論じている。

これらの論考の多くに共通して見られるのが、ヨやネが話し手と聞き手の間での、ある種の情報・知識の調整に関わっていると考える考え方である。

確かに、ヨが話し手が知っていて聞き手が知らない、ネが話し手も聞き手も知っている、という環境の中で必ず使用されるというならば、ヨネという形式の存在が説明できなくなってしまう。しかし、こういった金水の「批判」は、ある意味では乱暴なものである。もちろん、レビューという限られた紙幅の中で十分な「批判」は不可能であったことは否めない。しかし、「これらの論考」は、

- (1) a ヨの説明が適当でない
- b ネの説明が適当でない
- c ヨもネも説明が適当でない

のかという、そもそもの動機づけの点において、明瞭でないのである。金水の「批判」は、ネについては「聞き手が知らない場合にも用

いられる」という「例外」を示すことで「批判」となりうる。しかし、ヨネという形式があるということで、「ヨとネとを同一フィールド内で対立させて考えるのはおかしい」という指摘はできても、ヨの説明を退けるには動機づけが弱い。ならば、「聞き手が知らない」ということでヨを記述することは正しいのであろうか。

大曾1986では、

「ね」が原則として話し手と聞き手の情報、判断の一致を前提とするなら、「よ」は逆に話し手と聞き手の情報、判断の食い違いを前提にしているようだ。そこから「強調」とか「主張」の意味が出て来るのであろうが、食い違いの状況は様々である。

とされている。この指摘とほぼ同じものに益岡1991はたどりついている。

我々は、自分が持っている知識を聞き手に伝えるに際して、聞き手が持っている想定される知識のあり方との異同を判断し、それを表明するということである。そして、話し手の知識と聞き手の知識が基本的に一致すると判断される場合には「ね」が用いられ、両者の間にずれがあり、その意味で両者が対立的な関係にあると判断される場合には「よ」が用いられるわけである。

この両者の指摘は、益岡の「認識におけるずれ」を「表明する」というところにおいて異なりがみえる。大曾は、それを「前提にしている」といい、そのため「強調」「主張」などの「意味」が付け加わるという。対して、益岡は「認識におけるずれ」を「表明している」と指摘しているのである。

それに対して陳1987は、まず「終助詞」全体の性格として、

終助詞は話し手と聞き手のあいだの認識のギャップをうめることにかかわる表現手段である。

とし、

「よ」は話し手がすでに認識し、聞き手がまだ認識していない情報について、話し手が聞き手に対して伝える必要があると判断して伝えるときに使われる終助詞である。

としている。陳においてはその「認識のずれ」の「矯正」というのはたらきを指摘しているのであり、この点が大曾・益岡とは異なるところである。

これらの指摘は、いずれも次の例文について説明できない。

- (2) 「予約した近藤ですが」「はい、承っております。それではお席にご案内いたします（一緒に歩いた後）「こちらの席になっております」
- (3) 「この料理は何ですか?」「あわびのいちご煮でございます」

いずれの発話も、話し手と聞き手の「認識のずれ」が「前提」となっているのであって、ならば、なぜヨが「付加」されていないのであろうか。

白川1992は、この点に着目し、「はだか終止形」（以下 ϕ ）とヨとを比較することで、ヨの機能をさぐるものとするものである（注1）。

白川は、やはり上で見た「これらの論考」と同様、「聞き手が知らないこと」を言うということを基底にしながらも、しかし、

「聞き手が知らないこと」を知らせるような文脈であっても、「よ」が付加される場合と付加されない場合とがある。

とし、これをヨの「随意性」と呼ぶ。そして、そのような「随意性」の指摘から、

「よ」は、それが付加された文の発話が聞き手に向けられていることを、ことさら表明する。

という仮説を設ける。「文」には、その「形式」から「聞き手めあてでないもの」と「聞き手めあてであるもの」とがある。

前者については、具体的発話の場において、

それを「聞き手に向ける」とき、ヨを「付加」し、その意味で上の「仮説」を証明する。

(4) (ラーメン屋で主人が客にラーメンをさしだしながら)

a 熱い。

b 熱いよ。

「熱い」という想定がこの状況では「聞き手に向けられた」ものでなければ、発話として効果がない(「すぐ触るな／気をつけろ／冷ましてから食べろ」などの発話意図がある場合である)。aの「形式」では聞き手に対してではないと解釈されてしまう危険性がある。つまり、「聞き手に向けられた」のではない「ひとりごと」となってしまう危険性が高い。そういったことを回避するために、このような状況ではbが用いられるのである。さらに、「水が飲みたい」のような話し手の「情意」を「表出」しているものも同様である。

後者は「形式」的に既に「聞き手めあて性」を含んでいるものであるから、ヨを「付加」することは「随意的」であるとする。この後者の場合、上の「仮説」の「ことさら」という修飾が生きてくる。例えば、「丁寧形」とをとるということや「命令形」とをとるということなどは、その形式自体が「聞き手に向けられている」ことを「表明」しているから、ヨの「付加」は「随意的」であるとしている。

以上の指摘は、一見、すぐれているように見える。しかし、この白川の指摘に見られる、また論のよりどころとしている「聞き手めあて性」とは一体何であるのか。「仮説」からうかがえることは、どうやら「発話が聞き手に向けられる」と同義であるらしいことはわかる。ならば、発話を「ことさら」「聞き手に向ける」とは、一体何を意味しているのであろうか(注2)。また、白川は「一方的に言い渡す」とか「相手に言い含める」などの表現をとっているが、それは(発話を聞き手に向けるという)「聞き手めあて性」とどうかかわるのであろうか。さらに、白川の指摘

はもとをたどれば、やはり「聞き手が知らない」というところに収斂するのである。

2. もっとも、今述べたところについて、次のような反論が予想されよう。観察の観点からすれば、「明示されている」ときこそがそのような「ずれ」の「表明」である、と。当該発話が「認識のずれ」を「表明している」のであり、明示されていないものは、認識の段階で「ずれ」がたとえあったとしても、「表明」していないとして扱うべきである、と。対話においては常に聞き手の知識を明示せねばならないという制約などなく、明示したいときするのである、と。

ならば、次にあげる例はどう解釈すればよいのか。

(5) (プロ野球中継で、場内アナウンスで投手交替が告げられたあと、アナウンサーが解説者にむかって)

「あれえ、高田さん、伊藤は交代ですよ」
「ええ、そうですね」

(6)西川「もともと私はキャピトルのレコード大好きなんですよ。キャピトルのジャケットって良いですしね」

岡村「そうなんですよ。音が聞こえてくるんですよ。本当、良い。典型的な白人世界」

(7)「あの時、あなた、相当困ってらっしゃった」
「いやあ、あれには相当まいりましたよ」

(8) (交差点で運転者が助手席の者に対して)「右?左?どっちなんだよ」

ここで、示した例はいずれもヨが明示されている。しかし、果たして「聞き手が知らないこと」や「認識のずれ」が「前提」になっているといえるのであろうか。

もし仮に、以上のような例文を、「話し手の想定は発話時以前には聞き手にとって知らないことである」という読みで解釈しようとするならば、聞き手に向かって発話される多

くが、ヨを伴った発話とならねばならない。ところが、事実はそうではない。「聞き手が知らない」という観点は、「制約」として融通のきかないものである。

3. 今、対話の過程を次の池上1989の指摘にならって考えよう。

〈発信者〉(sender) が情報を「記号化」(encode) し、〈メッセージ〉(message) として何らかの〈経路〉(channel) を通じて送り出し、〈受信者〉(receiver) がそれを受け取って、〈コード〉(code) あるいは〈コンテキスト〉(context)、またはその両者を参照しつつ「解説」(decode) ないしは「解釈」(interpret) して情報を読みとる

これに即せば、「解釈」および「解説」行為が発動するためには、聞き手の認知環境に話し手の想定が(メッセージとして)書き込まれなくてははじまらないのである。

こういった対話の過程に立脚して、ヨの意味を次のように規定しよう。

(9) ヨは、発話がなされる直前までの聞き手の想定を書きかえることを促すことを示す標式である。

このように規定すること(以下、「書きかえ指示」とする)で、「聞き手が知らない」以外の場合についても説明が可能になる(注3)。ただし、この規定は次の語用論的条件を前提とする。

(10) 状況において、聞き手の認知環境への書き込みを確実に言い、書きかえを確実に行いたいときに、ヨを用いよ。

もちろん、書きかえが成される前提として書きこみが成される必要がある。ただし、書きこみでとどまることは、 ϕ であってもヨであっても同じことであり、書きかえにまでふみこむことが、ヨの担っているところの意味だと、本小論では規定する。

「書きかえ」とは、それまでの聞き手の想

定を書きかえることである。書き込んだだけであると、聞き手の旧想定に対する新記載で終わってしまう。つまり、旧想定を新想定に書きかえるということには、新記載・覆えし・強化などがある。そこまでを要求することが、ヨの担っている「書きかえ指示」という意味であると考えられる。

ここに示した「書きかえを確実に言いたい」という「期待」は、話し手の状況に対する想定にゆだねられることになる。状況に対する想定から「期待」の度合いが高いか低いかが決定され、そして、ヨが明示されるかされないかが決定される。つまり、高ければ高いほど(もっとも高いのを「期待値1」とする)ヨが明示され、それよりも低くなるにしたがってヨの明示には迷うところとなる。

ただし、この「期待値」が0であるとき、つまり、(ヨがなくとも)「確実に書きかえられる」という想定があるときや、「書きかえ」をそもそも目論まないときなど(いわゆる「ひとりごと」の場合など)は、ヨは明示されないものである。ヨという形式について言えば0か1(あるかないか)であるのであるが、「期待値」については、0から1までの幅がある。そういった「期待値」のスケールにおいて、ヨが明示されるかされないかが決定されるのである。

もし、「聞き手が知っている」「聞き手が知らない」という観点を持ち込むのならば、そこに0から1までの段階を設け、0か1かという択一的なものでないとするれば、解決の道はあるやもしれない。しかし、そのようなことにふれた論考は、ない。

このような「期待」ということを指摘することで、はじめて白川が掲げた「随意性」という概念が容認されることとなる。状況においてヨを用いるか非ヨを用いるかは、話し手の状況に対する想定に、そして「期待」にゆだねられることになる。白川の言うように「形式」自体がヨの「付加」について「随意的」

であるのではなく、ヨを用いるか用いないかという判定自体が「随意的」であるといえよう。

ところで、(9)の規定は、次の金水の指摘と同じかもしれない。

当該の発話を関与的なものとして登録せよ。

金水は、Sperber & Wilson 1986で指摘されるところの「関連性 relevance」という概念を持ち込んでいる（ただし、金水はその訳語として「関与性」を採用している）。金水の指摘の問題点は、Sperber & Wilsonの「関連性」という概念を消化し切れていない印象を受けるところにある。Sperber & Wilsonにおいては、発話が聞き手に向けられるということは、それ自体、聞き手にとって「関連性」があるものと話し手はみなしている、とされているのである。つまり、別にヨがなくとも、聞き手に向かって発話される限り、当該情報は聞き手にとって「関連性」のあるものとみなされるのである。もし、ここにおいて、「関連性」という概念を（どうしても）持ち込むならば、先に指摘した(10)の要件を設けておかねばならない。

また、田窪1992も、氏の「談話管理理論」という立場から、ヨについて言及している。

「よ」は、基本的に「情報を間接知識領域に記載せよ」という指示である。さらに「これをいま関与的な知識状態に付け加えたのち、適当な推論を行え」という指示も関与性の原則からでてくる。

この結論は本小論に述べたものと（金水の指摘以上に）似ているものであるが、「推論せよ」ということまで、ヨに負担させるのはどうであろうか。例えば、語用論の古典的例文「ここ暑いね」において、それが、発話媒介行為として「窓を開ける」（文脈や知識との関わりで、このように一つの意味に限定ができない）を意味するというを考えてみよう。この発話において、ヨが明示されていないの

であるが、発話のゴールが「窓を開けること」であるならば、ネもまた「推論せよ」ということを表示していることになりはしないか。

4. (9)(10)を認めることは、従来の指摘に対して、統一的な説明を可能にする。以下は、それについての証明である。

5. 「聞き手が知らない」ということや「認識のずれ」ということは、発話に先立つ状況に対する話し手の想定である。この点は(9)のヨの意味とは直接的には関係せず、(10)の語用論的条件と関係する問題である。いくつかの例を挙げて証明しよう。

(11) ちょっとあなた、服に値札がついたままですよ。

「服に値札をつけたままである」ということを視覚的に情報として得た。それは「聞き手が知らない」という想定を「確実な証拠」として得たことになる。そのうえで、そのような想定をもった話し手にとって「確実に書きかえを行いたい」という「期待」が高まる。ただし、もし、そのような「期待」が高まらなかったならば、そもそも発話など行わなければよいのである。しかし、発話したかぎり、確実に書きかえられなければ、発話した意味がなくなってしまう。「せっかく教えてあげたのに」ということにならないためにも、ヨを用いるのである。

また、

(12) a 「これ、まずいよ」「そんなことない」

b 「これ、まずいよ」「そんなことないよ」

これは、「これ、まずいよ」という発言者の想定が、その料理に対しての想定としては適切なものではない、という想定（つまり、「正しい想定を聞き手は知らない」という想定）を、発話という「確実な証拠」を通して話し手は抱いた。そのため、その想定を覆し

をはかることが発話意図である。その意味から、聞き手に「確実な書きかえ」がなされなければ効果がなくなってしまう。そのため、bがとられるのである。

また、質問に対する答えのときというのは、状況に支えられていることから、確実な書きかえをめざさなくとも書きかえはなされるものである。

(13) 「これ、ブナ?」「いや、ダケカンバ」
しかし、

(14) 「これは、ブナですか?」「いや、ダケカンバですよ」

のように、ヨをもちいることも多い。判定要求に対する答えは、想定を書きかえをはかるものであるから、確実な書きかえをめざす場合、ヨが明示されるのであろう。

(15) 「あなたお風呂どう?」「うん、気持ちいい」「どうなの?」「気持ちいいよ」
夫は最初の発話で妻に対して答えたと判断したところ、次の妻の発話によって、書き込みすらなされていないということが（「確実な証拠」として）分かった。もう一度繰り返してもよいのであるが、また書き込まれない危険性がある。そのため、次の発話でヨを用いることで確実に書き込み、そして書きかえを目論むことになるのである。

ただし、

(16) ほら、あそこ!

のような例については、注意が心要である。「ほら」という形式は、書き込みを明示していることを示している、つまり、「書きかえ指示」を負担するヨとは、ことなつた形式だといえる。

(16) 「ほら、あそこ」「えっ?」(キョロキョロ)「あそこだよ」

というように、書き込みを指示しても、それが「確実に」書き込まれていないという「確実な証拠」が得られれば、ヨで書きかえを明示することになるのである。

6. 「命令文+ヨ」(注4)について説明するに先立ち、そもそも命令文とは何か、ということに簡単に触れておかねばならない。

もし、話し手がある行為を聞き手に実現してもらいたいという想定を抱いており、それを情報として与えなくとも実現されるならば、命令文など発話する必要はない。ところが、そのような発話をするということ自体、それに先立つ話し手の想定を「聞き手は知らない」といえる。「聞き手が知らない」ということとヨの意味とを直接的に関係付けるならば、命令文はすべてにおいてヨを伴わねばならないことになる。

しかし、命令文は「聞き手に向けられた」発話である。つまり発話である限り命令文は、「書き込み」と同時に聞き手の行為の実現を要求するものである。ただし、今、「同時に」という指摘をしたのであるが、命令文を発話することは、結果として「行為の実現」がおこなわれることを期待しているのである。つまり、

(14) ザワザワ「静かにしろ」「はい」ザワザワ

というように、「返事」だけで終わってしまつては、命令が失効してしまう。

普通、命令文は、このように行為の実現の期待の方が（「書き込み」よりも）「濃く」あらわれている。しかし、その実現は、「書き込み」の結果であるということ、つまりは書きかえの結果であるということは看過できない。「確実な書きかえ」を「期待」しなければならぬ状況であるとき、ヨを明示するのであって、それは「書きかえ」を強く指示することになる。

(15) (面接試験で)

a 名前をおっしゃってください。

b 名前をおっしゃってくださいよ。

このような状況は、「確実な書きかえ」に対する「期待値」をそれほど高くはしない。というより0もしくは0に近くとも、行為の実

現は望まれるものである。そのため、bを発話する必要がないのである。それに対して、

(16) (いつも忘れ物をしているY君に対して)

「明日はちゃんと持ってきなさいよ」

(17) 「早く寝なさい」(寝ない)「早く寝なさいよ」

(16)は、()の中に記したような想定があれば、「確実に」「書きかえ指示」を行う必要がある。(17)は、始発の命令文によって行為の実現を要請したにもかかわらず達成されなかった。再度の会話においては確実に実現させたい。そのために、「確実な」書きかえをめざすことになる。以上から、(16)(17)におけるヨの明示が説明できよう。

井上1993は、「命令文の機能」を次のように想定する。

話し手側のスクリプトを、「こうあるべきだ(った)」というスクリプトとして、話し手の外部世界(聞き手の知識または現実世界)に導入するよう聞き手に働きかける。

この規定はたいそうすぐれたものである。しかし、井上において、 ϕ (命令文)とヨ(命令文)のことが明確な形で示されていない(注5)。井上の規定は、次のような例についても命令文の枠内で解決しようとしたところから始まる。

(18) (遅れてレポートを出しにきた学生に対して)

a レポートは期日まで出さない。

b レポートは期日までに出さないよ。

これらは、「異議申し立て」とされる。ここで注目すべき点は、(18)の状況において ϕ (命令文)はみられないということである。 ϕ (命令文)においては、その要求している行為が発話時以後実行が可能なものではないといえる。しかし、ヨ(命令文)は指示内容を確実に書き込み、旧想定を書きかえることを指示するという点から、その内容とし

て含むところの行為は発話時以後実行可能であるかどうかは、別段問題にしない。そして、そのような発話は、「再度」確実に書き込み、書きかえることを指示することで、井上のいう「異議申し立て」ということに、結果として、なるのである。「異議申し立て」については、このように考えるべきである。さもなくば、

(19) レポートは昨日までですよ。

であっても、「異議申し立て」といえるのではなからうか。うえのような状況において「レポートを出す」という行為は発話時以後の実行が不可能であるため、aはとられないのである(注6)。

7. 最後に、疑問文とヨの問題について触れておく。その二つが「共起」しないということについては問題がある。形式としての疑問文と、(純粹に)解答行為を要求するところの質問文とは次元をことにして考えねばならない。質問文の場合は文末イントネーションが上昇調をとらねばならない。森山1989では、上昇調のイントネーションの基本的な情報伝達の意味は、聞き手の反応をうかがうということである。

と指摘されている。

(20) a この声、ヒグラシですか↑/↓

b この声、ヒグラシか↑/↓

c この声、ヒグラシ↑/↑

(21) a この声、何の声ですか↑/↓

b この声、何の声だ↑/↓

c この声、何の声↑/↓

(20)が判定要求となるのは、上昇調(↑)の場合である。また、(21)が補充要求となるのも上昇調(↑)の場合である。それは、森山のいうところの「聞き手の反応をうかがう」ということが質問文の基本的なあり方であるからである。

ところが、ヨは上昇調にしたところで質問にはならない。ヨを文末に用いると、イント

ネーションはヨの請け負うところとなる。すると、質問文が作れないということになってしまうのである。ただし、

(22) だれがあいつと仕事をするか↓。

というような純粹に解答行為を要求するわけではない疑問文の場合は別である。こういった「傾きを持った疑問文」は、森山のいうように「聞き手の反応をうかがわなくていい」ものであり、下降調(↓)のイントネーションをとる。一般化すれば、形式的には疑問文であったとしても、下降調のイントネーションを用いることは「純粹な」解答行為を要求するところの質問文とはいえないのである。さらにいえば、上昇調でない疑問文は質問文ではないといえよう。そして、質問文ではない疑問文の場合、

(23) だれがあいつと仕事なんかするかよ。

というように、ヨを明示することは可能である。この場合は、今まで見てきたものと同様、確実な書きかえを指示するのである。(注7)

(注)

- 1 近藤1992も「もちかける」という術語を用いて、白川とほぼ同じ結論に到達している。そして、白川を否定することは拙稿をも否定することになる。
- 2 白川が引用するところの仁田1991においても「伝達」というように規定なき術語が使われていて理解できない。
- 3 近藤1993では、これを「伝達性の強化」という説明をした。しかし、明確な対話モデルを提示していないため、つまり、「伝達性」とは何かということの説明していないことにより、無条件には容認しがたい。
- 4 「命令」「依頼」「勧誘」など、その発話的意味は下位に分けられよう。しかし、ここではそれを一括して「命令文」という表記をとることにする。
- 5 というより、井上の指摘は、従来の命令文の規定を拡大する方向にあるものであるが、本小論の

規定は(つまり、 ϕ 命令文とヨ命令文とに分けるもの)、従来の規定を縮小することにある。

- 6 ヨの「付加」が行為要求の表現力を和らげるのか、強めるのかという議論がなされることがある(大曾1986・益岡1991など)。しかし、ヨと ϕ とは、表現力を強めるという点で対立しているわけではない。さらに、「表現力」とは何を意味しているのかも明確ではない。そのため、この議論は不毛なものと言えよう。益岡などは、命令文の認識に無頓着である。
- 7 今回はヨとイントネーションとの関わりについては触れなかった。

- ・(タバコをすっている人に対して)
タバコすわないでよ↓。
- ・(タバコをすっていないがすう可能性のある人に対して)
タバコすわないでよ↑。

というように、状況によってイントネーションがことになってくることについては、近藤1993で詳述した。今回のヨの意味を記述するという観点においては、イントネーションがどうあろうとかわからないため、記述を省いた。

参考文献

- 池上嘉彦1989 「日本語のテキストとコミュニケーション」『日本文法小事典』大修館書店
- 井上 優1993 「発話における『タイミング考慮』と『矛盾考慮』」『国立国語研究所研究報告集14』秀英出版
- 大曾美恵子1986 「誤用分析1『今日はいい天気です。ね。』—『はいそうです。』」『日本語学』5. 6
- 金水 敏1993 「終助詞ヨ・ネ」『言語』22. 4
- 近藤研至1992 「伝達態度のモダリティについて」『文教大学教育学部紀要』26
- 近藤研至1993 「彼女はなぜ『チューしてね』といわなかったのか」『文教大学国文』22
- 佐久間鼎1952 『現代日本語法の研究』厚星閣(くろしお出版 再版)
- 佐治圭三1957 「終助詞の機能」『国語国文』26. 7
- 白川博之1992 「終助詞『よ』の機能」『日本語教育』

- 鈴木英夫1976 「現代日本語における終助詞のはたらきとその相互承接について」『国語と国文学』53. 11
- 田窪行則1992 「談話管理の標識について」『文化言語学—その提言と建設—』三省堂
- 陳 常好1987 「終助詞—話し手と聞き手の認識のギャップをうめるための文接辞」『日本語学』6. 10
- 時枝誠記1951 「対人関係を構成する助詞・助動詞」『国語国文』20. 9
- 仁田義雄1990 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 益岡隆志1991 『モダリティの文法』くろしお出版
- 森山卓郎1989 「文と意味とイントネーション」『講座日本語と日本語教育1』明治書院
- 渡辺 実1953 「叙述と陳述」『国語学』13. 14.
- 渡辺 実1968 「終助詞の文法論的位置」『国語学』
- 渡辺 実1971 『国語構文論』塙書房
- 渡辺 実1974 『国語文法論』笠間書院
- Sperber, D. & Wilson, D. 1986 *Relevance ; Communication and Cognition*, Blackwell